

平成22年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験実施要項

神戸市教育委員会

平成22年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験を、次の要領で実施します。

募集の対象

試験区分	教科	募集人員	募集人員のうち、小・中学校併願者の予定数
幼稚園教諭		約 10 名	
小学校教諭		約 180 名	約 20 名
中学校・高等学校教諭	国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語	約 140 名	
特別支援学校教諭		約 5 名	
養護教諭		約 15 名	
栄養教諭		若干名	

(注)・日本国籍を有しない者を採用する場合は、「任用の期限を付さない常勤講師」とします。

- ・小学校および中学校・高等学校教諭の受験者のうち、小学校と中学校の両方の免許を有する場合は、小学校教諭と中学校・高等学校教諭との併願ができます。ただし、中学校・高等学校教諭の「音楽」「美術」の受験者は、中学校のみの免許を有する場合でも、小学校教諭との併願ができます。併願した試験区分の受験は不要です。
- ・特別支援学校については、特別支援学校教諭に限らず、他の試験区分の合格者の中から採用する場合があります。

小学校(中学校・高等学校)教諭受験者のうち併願により中学校教諭(小学校教諭)に採用された者は、数年間、中学校(小学校)に勤務した後、小学校(中学校)に異動する場合があります。
特別支援学校教諭に採用された者は、数年間、特別支援学校に勤務した後、小学校または中学校に異動する場合があります。

出願資格

下記(1)～(3)のすべてを満たす者。

- (1) 出願する試験区分等の普通免許状(下記のとおり)所有者、または平成22年4月1日までに取得見込(ただし、文部科学省が実施する教員資格認定試験による免許状取得見込の者を除く。以下同じ。)の者。

試験区分	免許状
幼稚園教諭	幼稚園教諭普通免許状
小学校教諭	小学校教諭普通免許状
中学校・高等学校教諭	志願教科の中学校教諭普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭普通免許状および小学校または中学校教諭普通免許状
養護教諭	養護教諭普通免許状
栄養教諭	栄養教諭普通免許状

(注)本市では、試験区分「中学校・高等学校教諭」は一括採用しています。

高等学校教諭普通免許状のみ所有する者は受験できません。

(注)「特別支援学校教諭」に出願する場合は、特別支援学校教諭普通免許状(盲、聾、養護学校教諭普通免許状のいずれかを有する場合を含む)と、小学校または中学校教諭普通免許状が必要です。

- (2) 昭和45年4月2日以降に生まれた者。ただし、「選考の種別」の特例措置選考で受験する場合は、昭和35年4月2日以降に生まれた者。
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項および学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者(末尾の条文参照)。

選考の種別

- (1) 一般選考

下記、特例措置選考の資格要件を満たさない者、および資格要件を満たしているが特例措置選考の適用を希望しない者に対して実施する選考。

- (2) 特例措置選考(試験区分「特別支援学校教諭」には適用しません。)

上記「出願資格」を満たし、かつ、次の選考区分の要件に該当する者に対して実施する選考。

選考区分	要件
社会人経験者	平成21年3月31日現在、法人格を有する同一の民間企業または官公庁等において、正社員、正規職員として継続して3年以上(休職、育児休業の期間を除く)の勤務経験、または青年海外協力隊として2年以上の派遣経験を有する者。

選考区分	要件
現職教員	平成22年3月31日現在、国立大学法人附属学校園および公立学校園の現職の教諭、養護教諭または栄養教諭（任用の期限を付さない常勤講師を含む）で、継続して3年以上（休職、育児休業の期間を除く）の勤務経験を有する者。ただし、受験する試験区分および教科と同一の教職経験に限る（音楽、美術、小・中併願者は校種を問わない）。
臨時的任用教員	神戸市立学校園において、臨時的任用教員または養護担当教員として、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間に、通算2年以上の勤務経験を有する者。

（注）特例措置選考で受験した者は、第1次選考に合格した場合、第2次選考時に在職・勤務証明を提出していただきます。なお、在職・勤務期間等の確認ができない場合は、当該選考により取得した一切の資格を失います。現職教員および臨時的任用教員には、栄養職員を含みます。

出願手続き

- （1）出願書類（各提出書類については、別添記入要領を参照の上、正確に記入すること。）
 - 志願書（4×3cmの写真貼付）
 - クラブ・部活動・ボランティア活動歴等調査票（スクールサポーター、LD等への特別支援事業における教員補助者、ボランティア活動、クラブ・部活動や英検などの秀でた技能・実績については、選考に際して参考とします。）
 - 整理カード
 - 経歴等説明書（特例措置選考による受験を希望する者のみ提出）
 - 切手貼付票（80円切手×2枚を貼付）
- （2）提出方法・提出期間
 - （1）の出願書類を同封の上、封筒の表側に「志願書在中」と朱書きし、必ず「簡易書留」で郵送してください。平成21年6月5日（金）17：00までに必着のこと。
 - 神戸市教育委員会事務局教職員課に持参での提出は次の期間に限り受け付けます。
 - 平成21年6月1日（月）から6月5日（金）の9：00～12：00および13：00～17：00
 - なお、5月24日（日）および5月30日（土）の10：00～12：00に限り神戸市総合教育センターで開催する「平成22年度神戸市教員採用試験説明会」の会場でも持参による提出を受け付けます。
- （3）提出先
 - 神戸市教育委員会事務局総務部教職員課（神戸市役所3号館8階）
 - 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 - 電話（078）322-6446・5765・5767・5768
- （4）受験票の交付
 - 面接試験の初日（7月20日）の10日前までに志願者本人に発送。面接試験の初日の1週間前までに届かない場合は、必ず上記まで問い合わせてください。
- （5）注意事項
 - ・出願書類は、なるべく大学で一括して提出してください。
 - ・提出された書類は返還できません。
 - ・試験区分・選考区分を重複して出願した場合は、すべての出願を無効として取り扱います。
 - ・身体の障がい等のため受験会場において配慮を必要とする場合は、出願時に連絡してください。

第1次選考

- （1）期日・会場（一般選考および特例措置選考ともに共通）

試験の種類	試験期日	試験会場
面接試験	平成21年7月20日（月）～平成21年7月25日（土）のうち指定する1日	神戸市立渚中学校
筆記試験 実技試験	平成21年7月26日（日）	神戸市立科学技術高等学校または神戸市立六甲アイランド高等学校のうち受験票で指定した会場。

試験会場は、志願者数によって変更する場合がありますので、必ず受験票で確認してください。各会場とも駐車できないので、公共交通機関を利用してください。

- （2）試験内容

面接試験及び評価の観点

1次選考では集団面接を実施します。また、2次選考では個人面接を実施します。評価の観点は、積極性、柔軟性、説得力、表現力、判断力、協調性などです。

一般選考

		幼稚園教諭	小学校教諭	中学校・高等学校教諭	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭
筆記試験	教職・一般教養	教職教養（教育心理、教育法規ほか）および一般教養（50分）					
	専門教科	幼稚園教育に関する専門教科(50分)	全教科(70分)	出願教科(70分。ただし、音・美・保体・技は50分)	出願教科(70分・50分)	養護に関する専門教科(70分)	栄養に関する専門教科(70分)
実技試験	第2次選考で実施	第2次選考で実施	音楽： ピアノ演奏と視唱(曲は当日指定) 美術：描画 保健体育： 種目は個人種目(器械運動、陸上競技、水泳)、球技(バスケ、バレー、サッカー)および武道・ダンス(柔道、剣道、ダンス)から各1種目ずつを選択し、合計3種目の実技試験を行う。 技術：ものづくり(木材加工、金属加工) 家庭：第2次選考で実施。 英語：第2次選考で実施。	出願教科の実技試験を実施	第2次選考で実施	実施しない	
準備するもの	H B ~ B の鉛筆、プラスチックの消しゴム	H B ~ B の鉛筆、プラスチックの消しゴム	全教科： H B ~ B の鉛筆、プラスチックの消しゴム 音楽：上ばき 美術：B ~ 6 B の鉛筆、練り消しゴム、水彩用具、画板 もしくはカルトン、クリップ 保健体育： 実技のできる服装。水泳を選択した者は、水着、水泳帽。陸上競技、サッカーを選択した者は、運動靴。器械運動、バレーボール、バスケットボールを選択した者は、体育館シューズ、ダンスを選択した者は、ダンスシューズ。柔道、剣道を選択した者は、柔道着または剣道着(はかま・日本手拭は必要。竹刀・防具はできる限り持参すること)。 陸上競技は雨天時には体育館で実施。体育館シューズを持参。 技術：実技のできる服装、運動靴(室内用)	出願教科の筆記試験、実技試験に必要なもの	H B ~ B の鉛筆、プラスチックの消しゴム	H B ~ B の鉛筆、プラスチックの消しゴム	

(注) ・中学校・高等学校教諭(特別支援学校教諭で「中学校・高等学校教諭」の出願教科を選択した場合を含む。)の社会は共通問題のほか「地理歴史」または「公民」、理科は共通問題のほか「物理」、「化学」または「生物」の中から1科目を選ぶこと。
 ・特別支援学校教諭を志願した場合は、出願教科の実技試験に必要なものを準備すること。
 ・試験当日、受験に必要なものの貸し出しは行いません。
 ・特別支援学校教諭を受験する場合は、「小学校教諭」または「中学校・高等学校教諭」の出願教科(実技試験を含む)を受験します。

特例措置選考

	社会人経験者	現職教員	臨時的任用教員
筆記試験	小論文、各試験区分の専門教科	小論文	一般教養
実技試験	一般選考と同じ		
準備するもの	一般選考と同じ		

(3) 筆記試験・実技試験のスケジュール 平成21年7月26日(日)

一般選考

	8:30	8:55	9:10	10:00	10:30	11:20	11:40	12:20	17:00
一般	受付	説明	教職・一般教養	休憩	専門教科[小、中・高、養教、栄教]	休憩	中・高実技(音、美、保体、技)		

「特別支援学校教諭」は、「小学校教諭」または「中学校・高等学校教諭」の出願教科(実技試験を含む)のスケジュール。

特例措置選考

	8:30	8:55	9:10	10:00	10:30	11:20	11:40	12:20	17:00
社会人経験者	受付	説明	小論文	休憩	専門教科(小、中・高、養教、栄教)	休憩	中・高実技(音、美、保体、技)		
現職教員			小論文		専門教科[幼、中・高(音、美、保体、技)]				
臨時的任用教員			一般教養						

(4) 選考結果の発表

平成21年8月18日(火)10:00 市役所3号館1階掲示板に掲示するとともに、神戸市教育委員会のホームページに掲載します。

- ・第1次選考結果を有効に受験した者に封書で通知します(“G”は合格、“F”は不合格)。
- ・ホームページアドレス <http://www.city.kobe.lg.jp/information/shokuisaiyou/index.html>

第2次選考

面接時に最終学校成績証明書(既卒者)、在籍証明書(卒業予定者)、在職・勤務証明書(特例措置選考で受験した者のみ提出)等を提出してください。クラブ・部活動、ボランティア活動、特技・資格を証明するものの提出は不要です。

(1) 期日・会場

平成21年8月下旬から9月上旬に実施。日時、場所は第1次選考結果通知にあわせて通知します。選考結果を発表後、8月23日(日)までに届かない場合はお問い合わせください。

(2) 試験内容

面接(場面指導等を含む)・小論文・実技試験

幼稚園教諭受験者に対して、実技試験(ピアノ・表現・運動遊び・実際指導の一場面等)を行います。運動のできる服装と屋内用運動靴、ハサミを持参のこと。

小学校教諭受験者に対して、体育実技(水泳2.5m・なわとび)を行います。水着、水泳帽、運動のできる服装、体育館シューズを持参のこと。

中学校・高等学校教諭受験者で小学校教諭の併願を希望する者は、体育実技(水泳2.5m・なわとび)を行います。ただし、「音楽」または「美術」の中学校教諭普通免許状のみ所有もしくは取得見込の者で小学校教諭との併願を希望した者、および中学校・高等学校教諭「保健体育」受験者で小学校教諭との併願を希望した者は、除きます。

養護教諭および中学校・高等学校教諭の「家庭」・「英語」の受験者に対して、実技試験(内容は当日指定)を行います。

特別支援学校教諭受験者については、特別支援教育に関する面接、小論文試験を実施します。実技試験については、のとおりで。

特例措置選考のうち、臨時的任用教員区分で受験した者には、第2次選考の実施通知時に指導案の作成を課し、提出の上、面接において模擬授業を実施します。

(3) 選考結果の発表

平成21年9月25日(金)10:00 市役所3号館1階掲示板に掲示するとともに、神戸市教育委員会のホームページに掲載します。

- ・第2次選考結果を有効に受験した者に封書で通知します(“G”は合格、“F”は不合格)。
- ・ホームページアドレス <http://www.city.kobe.lg.jp/information/shokuisaiyou/index.html>

選考結果の情報提供

第1次選考、第2次選考の不合格者に対して選考の結果を、総合成績の上位者より、第1次選考についてはA、B、Cの3ランク、第2次選考についてはA、Bの2ランクに区分して、通知します。

第1次選考、第2次選考の不合格者のうち、希望者には不合格者中の順位を通知します。希望する場合は整理カードの「成績情報提供」欄に「1」を記入してください。

採用候補者名簿への登載

(1) 第2次選考合格者(採用候補者)については、採用候補者名簿に登載します。

(2) 採用候補者は、健康診断書等を平成22年1月下旬までに提出してください(別途通知します)。採用候補者になった者でも、健康診断で不適格となった場合は採用しません。

(3) 採用は、平成22年4月1日以降、採用候補者名簿に登載されている者の中から逐次行います。採用候補者名簿の有効期限は平成23年3月31日までです。

参考

地方公務員法第16条 欠格条項

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条 校長・教員の欠格事由

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者